

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（板谷 信君） ただいまから、平成25年第2回川根本町議会定例会を開会いたします。



◎開 議

○議長（板谷 信君） これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（板谷 信君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

今期定例会に説明員として、町長以下、関係者が出席しておりますので、御了承ください。



◎諸般の報告

○議長（板谷 信君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

6月13日、町長から第2回定例会を招集告示した旨、通知がありました。

今期定例会は、お手元に配付のとおり、承認3件、報告1件、議案4件が町長から提出されております。

次に、川根本町議会会議規則第128条第1項ただし書きによる、議員の派遣決定の報告書を配付してありますので、御了承ください。

次に、監査委員から例月出納検査の結果について報告がありました。内容についてはお手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○議長（板谷 信君） 今期定例会招集に当たり、町長より行政報告を兼ねまして御挨拶があります。佐藤町長。

○町長（佐藤公敏君） 本日は、平成25年第2回定例会の開催をお願いいたしましたところ、何かと御多用の折にもかかわらず、議員全員の御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

平成25年度に入り、早くも第1四半期も残すところわずかとなりました。

新年度に入って4月には小中学校及び川根高校の入学式、消防団の入退団式のほか、各種団体等の総会が開催され、それぞれお招きをいただきました。日程を調整の上、可能な限り出席をさせていただきました。入学式は年々、児童生徒が減少する中ではありますが、新入生たちは父兄や地域の大きな期待を背に受けて、元気に胸を張って入学式に臨まれました。のびのびと育つことを期待するとともにお祈りするものであります。

また、町内の団体等の総会については、産業団体、福祉団体など、様々であります。人口減少や高齢化が進む中で、組織の維持運営に御苦労されるなど、それぞれ課題を抱えている様子がうかがえました。

今年は新茶の時期が早まりそうだと考えていた矢先の4月半ば、厳しい寒さに襲われ、町内の茶園が広範にわたって大きな打撃を受けることになりました。茶の消費が全国的に伸び悩む中で、原発事故に伴う風評被害、そして今回のような自然災害が相次いで起こるという事態に、茶業に取り組みされる農家の皆様の意欲が減退しないかと心配されるところであります。農家の頑張りを促すためにも、茶業振興、農業振興を図っていかねばなりません。凍霜害対策にとどまらず、茶業の未来を明るくものにしていかなければなりません。

全国茶品評会の出品茶の摘採につきましては4月25日から5月4日にかけて行われ、議会の中野第2常任委員長、小坂副町長とともに、いいお茶を摘んでいただくよう激励のため出品茶園を訪問いたしました。また、5月1日と10日には、共同茶工場の訪問を行いました。訪れる先々で茶業の厳しい現状や凍霜害の影響などについてお話を伺いました。

日本人のリーフ茶離れが進む中、川根茶の販路開拓を目指して種々の施策を展開してまいりました。これらは国内での消費が落ち込み、川根茶の存在感がいま一つ低いということから、首都圏での知名度アップを狙うとともに、世界各地で日本文化が広く受け入れられ、ブームになっている状況の中、日本文化と切っても切れない喫茶文化、緑茶文化を広めることによって、川根茶の消費拡大につなげようという思いで進めてきたものですが、その一つとして、今回都営バスを使ったラッピングバスによるPRを始めました。

バスの両サイドと後ろ面に川根茶の風景写真をラッピングしたバス1台は深川営業所に、後ろ面のみラッピングを施したバス10台については品川営業所と江東営業所にそれぞれ7台と3台配車され、5月27日から11月26日までの6カ月間、運行されることになりました。バスの横面にはおおむね1m掛ける3.5mの茶園の風景、後ろ面には1m掛ける2mの茶園の風景がラッピングされております。

このラッピングバスの運行に合わせて、6月2日には首都圏における川根茶の認知度を高めるため、板谷議長にも御同行願ひ、東京駅八重洲口から有楽町駅まで全面広告のバスで移

動し、有楽町駅前において川根茶の呈茶と、一煎茶パックの配布を行いました。このミニイベントにはとうきょう川根の会の皆様も10名程度の皆様が応援に駆けつけてくださり、はっぴを羽織ってお手伝いしていただきました。東京で川根などという文字を目にする機会がほとんどない中で、このような形で川根を発信しようという企画に対して、とうきょう川根の会の皆さんは大変喜んでくださいました。

「平成24年度食料・農業・農村の動向」、いわゆる農業白書によると、農業が主体の基幹的農業従事者は65歳以上が6割を占め、後継者がいないまま引退するケースが相次ぎ、耕作放棄地は年々増加、2010年には39.6万ha、埼玉県の面積に匹敵する農地が放置されたとしております。2011年には39歳以下の新規就農者が1万4,000人に達しましたが、そのうち約3割が5年以内に離農しております。収入が低く安定せず、販路が見つからないことが大きな理由だとしておりますが、これは我が国農業の抱える構造的な問題でもあり、茶業とも共通するものであると考えます。せっかくいいものをつくりながらも正当に評価されない。生産コストを価格に転嫁できない。消費市場における動向をにらみながらの生産調整、出荷調整ができないというような生産現場の現状などを考えると、難しい問題ではありますが、生産現場自らが主体性を持って考え、行動していかなければならない課題ではないかと考えます。

5月29日から31日にかけて、石川県七尾市で開催された世界農業遺産地域を認定する国連食糧農業機関、FAOと申しますけれども、この国際会議において、熊本県の阿蘇の草原の維持と持続的農業、大分県のクヌギ林とため池がつなぐ国東半島、宇佐の農林水産循環と並んで、本県の茶草場農法が世界農業遺産（GIAHS）に認定されました。

世界農業遺産は国連食糧農業機関が2002年に創設したもので、人口増加や環境悪化に伴い存続が危ぶまれる伝統農法や景観、文化、生物多様性を持つ地域得を認定し、未来への継承を図ることを目的としております。

これまでは南米ペルーのアンデス地方の農業、アフリカ北西部のオアシス、中国のプーアル茶農業など、11カ国、19カ所が登録されておりましたが、一昨年の2011年に特別記念物トキと共生するための減農薬稲作を続ける新潟県佐渡市と、棚田の景観などが美しい能登の里山里海が先進国として初めて登録されました。殊に、能登を有する石川県では、農産物のブランド化などによる地域活性化に大きな期待を持って、県知事自ら先頭に立って今回の国際会議を開催されました。

茶草場農法は、かつてはどこでも行っていた農法で、茶園周辺の草刈り場で刈り取ったスキなどの雑草を干して茶畑に投入、有機肥料として利用しようという農法であります、これにより景観の保持や植物や昆虫など、絶滅危惧種の保全など生物の多様性の維持にもつながっていることが認められたものであります。

本町においては10haという限られた面積ではありますが、世界農業遺産という川根茶に新たな価値を付加するものであり、今回、茶草場農法で認定された県内の掛川市、菊川市、牧之原市、島田市はもとより、その他の国内の認定地域とも連携を図りながら、農業世界遺産

をアピールすることにより、茶業はもとより、地域の活性化につなげていきたいと考えております。

4月25日には、板谷議長とともに国土交通省中部地方整備局を訪れ、局長以下企画、河川、道路など各部長と面談し、24年度補正における予算措置のお礼とともに、今後の事業推進について強く要望してまいりました。また、中流域の河川環境の改善についても強く訴えてまいりました。

また、長野県上伊那郡飯島町を訪れ高坂町長、松下議長と、さらには伊那市では白鳥市長とお会いし、情報交換を行うとともに、親しく懇談する機会を得ることができました。

5月17日には、地域に開かれたダム全国協議会の総会が開催されました。当日は私の出席がかなわず、羽倉商工観光課長に出席していただきました。総会において、本年度の会長に私が選任されました。当協議会では毎年会長の所属する自治体においてダムを核とした地域振興の事例研修を行うことになっておりますので、本年度は川根本町の長島ダムにおいて、地域に開かれたダムとして行っている水源地域ビジョンに係る事業や流域連携事業、大井川の清流を守る研究協議会の活動などを紹介することになります。

現地研修には関係市町の首長や担当者などが当町を訪れることになります。全国のダムを擁する地域の活動事例などを中心に情報を交換し合う機会として、また川根本町を発信する機会として、前向きに取り組んでまいりたいと考えております。

6月4日には、中部電力株式会社が長島ダム直下、大井川ダム上流に清水化バイパス工事を完成させ、その完工式が行われました。最近では雨が少なかったこともあって長島ダムも濁りがなく、市代キャンプ場前に広がる湖面の色は真っ青で、同席の岩田奥泉区長も大変御機嫌でした。大井川上流の地形や土質からいって、これで濁水が全て解決するということにはなりません、大井川ダム下流の濁水はある程度緩和されることになりますので、魚釣り、川遊び、カヌーなど、少しでも水に親しむ機会が増えることを期待するものであります。

6月6日には、いやしの里診療所運営委員会が開催されました。いやしの里診療所については県立総合病院との連携の中で、平成26年3月までは清水先生に診療を行っていただくこととし、その一方で新たに当診療所に勤めていただける医師の募集を進めてまいりました。医師の確保がままならない中で、清水先生とお話の機会を持たせていただき、いやしの里診療所の今後の運営、さらには長期的な視点から本町における医療の継続をどう考えたらいいかというような点についてお話をさせていただきました。

そのお話の中で、先生から「川根本町の現状を考えると、中核病院との連携強化を図っていかなければ、医療を安定的に継続していくことは難しいだろう。医療の継続にはバーチャル診療を定着させていくことが必要であり、バーチャル診療を取り入れることによって医療資源の不足をカバーしていけると考える。乗りかかった船でもあり、新しい地域医療の形をつくり上げるためにも、もうしばらく頑張らなければいけないと考えている」というお言葉をいただくことができました。

この点については、委員会の席上、清水先生からも26年度以降もしばらくは継続して勤めてくださる旨の御挨拶をいただき、委員の皆様もこれを歓迎して了解をいただいたところがあります。

6月10日には、本町行政改革推進委員会委員長をお願いしている淑徳大学コミュニティー政策学部准教授の矢尾板俊平先生から御提案をいただきました。それは、現在、川根本町の行政改革にかかわっておられる矢尾板先生が、川根本町に何回か足を運ばれ、川根本町のために何か協力できることはないかと温めてきたもので、矢尾板ゼミの学生の調査活動のケーススタディーとして川根本町を取り上げてみたいと考えるが、町の理解と協力をいただけるだろうかというものでありました。

調査活動のテーマは、1つ目としては川根本町の成長戦略。これは人口減少、高齢化が進む中で、地域活性化をいかに進めていくか、中長期的な視点から成長戦略を検討したいというものであり、2つ目は行政マネジメントの推進、これは川根本町における行政マネジメント手法の導入の推進及び行政改革の推進について、行政改革推進委員会の活動とあわせて、住民参加型のマネジメント手法の導入や、公の施設のあり方について検討したいというものであります。

若い世代の視点から提案をしたいということであり、地域活性化、あるいはソーシャルデザインの専門家などの知見もお借りして、これからの川根本町の姿を描いてみたい、できれば専門家の皆様にも川根本町応援団となっていただけるようにしたいということもお話をされました。

スケジュールとしては、第1段階目の提案を10月ごろとし、その後も定期的に提案させていただきたいということでした。

町としては、必要に応じて資料や情報等の提供を求められることはあるかと思いますが、特に町の負担を求めようというものではありませんし、矢尾板ゼミの調査活動として行うということであり、先生や学生、さらには専門家がこれらにかかわることによって住民と触れ合う機会もあると思われまので、新たな活性化のヒントが得られるのではないかと期待もあって、快く先生の提案に応じるというよりも、お願いすることにいたしました。

6月16日には、川根本町まちづくり観光協会のアニバーサリー事業「奥大井湖上駅結婚式」が行われました。これは奥大井湖上駅で結婚式を挙げることによって、お二人の忘れ得ない終生のアニバーサリー、つまり記念日としていただくということで行っているものですが、今回御応募されたのは東京都八王子市にお住まいの櫻井寿夫さん48歳と、櫻井淳子さん51歳の御夫妻でした。お二人は既に2年前に結婚されておりますが、結婚式を挙げていなかったために御応募されたもので、お二人ともお体が御不自由で車いす生活をされていらっしゃるため、ためらっておられたようですが、奥大井の自然の魅力に感動し、思い切った御応募だったようです。お二人の状況からして奥大井湖上駅での結婚式を行うには無理があるということから、茶茗館での挙式となりました。

御不自由な身でありながら、生きることの喜びや苦しみなど、あらゆることを共有し合いながら支え合って生きていくことを再確認するために、この川根本町での結婚式に臨まれる櫻井御夫妻にお会いし、何とも言えない感動を覚えるとともに、お幸せを祈らずにはいられませんでした。

16日には、県知事選挙が行われ、現職の川勝平太さんが大差をつけて2期目の当選を果たされました。これから先4年間の静岡県政を引き続き担われることになりました。東海道筋から数十km北に入った地域であり、内陸のフロンティアといっても、なお奥地に位置する川根本町ではありますが、富士山にも勝るとも劣らない資源や魅力、文化的な価値を持った南アルプスを擁し、その南アルプスを源流とする大井川の川筋に歴史を築いてきた価値ある地域でありますので、町の魅力を強くアピールし、県政の中でそれなりの地位を占めていかなければならないと思っております。

17日、18日には、町村会総会・町長会議が川根本町で行われました。従来、静岡市において日帰りで行っておりましたが、今回は川根本町でやろうということになり、県内12の町から町長ほか随員職員、町村会職員など二十数名が集まり、総合支所会議室にて総会及び町長会議を行いました。夜は寸又峡で相互の懇親を深め、翌18日には井川線に乗っていただき、接岨峡温泉駅までアプト式鉄道や車窓からの景観を楽しんでいただき、長島ダムでは北原ダム管理所長から説明をいただきながらダムの見学を行い、水源地であることの意義を知っていただくとともに、洪水調整や河川環境保全について学んでいただきました。また、4月に完工したばかりの清水化バイパスについても案内させていただきました。

県内の町長が集まる機会は年に数回ありますが、今回のようなスタイルは初めてということでもあります。どなたかが佐藤さんのところに行こうよと言ってくださって実現できたのですが、東海道筋から離れた本町や伊豆南部の町を訪れることはめったにないことでもありますので、来ていただいて町を知っていただけたという点でも大変よかったと思っております。

本定例会では、専決処分3件、繰越明許1件、財産の取得1件、条例制定1件、補正予算2件の計8件について御審議をいただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げまして行政報告にかえさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（板谷 信君） 御苦労さまでした。



#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（板谷 信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により7番、森照信君、8番、中澤智義君を指名します。

---

◇

◎会期の決定

○議長（板谷 信君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月27日までの8日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月27日までの8日間に決定しました。

---

◇

◎委員会の報告を求める件について

○議長（板谷 信君） 日程第3、川根本町議会基本条例検討特別委員会に付託中の、川根本町議会基本条例検討について、委員会の報告を求める件についてを議題とします。

お諮りします。

川根本町議会基本条例検討特別委員会の報告を求めたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、川根本町議会基本条例検討特別委員会に付託中の川根本町議会基本条例検討について、委員会の報告を求めることに決定しました。

川根本町議会基本条例検討特別委員会委員長の発言を許します。鈴木委員長。

○議会基本条例検討特別委員長（鈴木多津枝君） 大変失礼をしました。皆さんおはようございます。

議長よりただいま指名をいただきました川根本町議会基本条例検討特別委員会の委員長の鈴木多津枝でございます。

それでは、1年間かけて作成してまいりました川根本町議会基本条例検討特別委員会のこれまでの経過について報告をさせていただきます。

昨年6月に委員長、鈴木多津枝、副委員長、中田隆幸議員、委員に久野孝史議員、森照信議員、高畑雅一議員、中澤莊也議員、長塚誠議員の計7人の委員により当委員会を設置して以来、第1回から第6回までの委員会報告及び静大日詰一幸教授を迎えての庁舎内講演会や、会津若松市議会での視察研修については12月の第4回定例会において中間報告を行いました。

委員会では、この条例を制定する必要性や、議会が果たすべき役割の確認など、委員以外

の議員にも傍聴を呼びかけ、お願いし、発言も求めて、議員全員の理念を高め、意思統一を図りながら前文を完成させ、第1条「目的」や第2条「議会及び議員の使命」、第3条「議決責任」までをほぼ完成させたことを報告しました。

本日はそれ以降の報告をさせていただきます。

中間報告を行った3日後の12月21日、第4回区長会が開かれるということで、議長及び前田前局長とともに参加させていただき、議会基本条例の制定を目指す理念や概要、進捗状況、今後の進め方、制定までの予定などを説明させていただき、御理解、御協力をお願いしました。

その4日後の12月25日に第7回特別委員会を開き、区長会でいただいた御意見や質問などについての報告及び第4条以降の条文作成に取りかかりました。後半の委員会も前半同様、委員以外の議員の皆さんに可能な限り傍聴をお願いし、発言も求めて議会改革への意思統一を図ってまいりました。

1月21日に第8回を開催し、第13条まで進みましたが、6月議会で制定目標を果たすには、3月議会は予算審議など議会の対応で手いっぱいであることから、2月中に素案を完成させて、その後の確認作業や周知期間を十分に確保しなければ、議会の最高法規である当条例にふさわしくないとの合意から2月5日に第9回を、1週間後の13日に第10回を開催して、素案完成にこぎつけました。

早速、この素案を各課へ配付し、2月21日に行政の幹部職員の皆さんとの意見交換会を開催し、町長、副町長、教育長及び各課課長の皆さんの御出席をいただき、素案の概要説明の後、内容や文言などについて意見交換を行いました。

その後、28日の議会全員協議会で意見交換会での御意見を参考に条文を検討、見直しして、町民へのパブリックコメントを実施するための原案のまとめを行いました。完成できず、3月議会終了後の3月29日に再度条文を検討し、原案を完成させて町パブリックコメント実施要綱に準じて4月5日から5月6日まで住民パブリックコメントを実施しました。

パブリックコメントは、本庁、総合支所、山村開発センター、文化会館の4カ所へ素案を閲覧できるように設置し、町のホームページにも掲載、新聞折り込みで町民へお知らせ、協力を呼びかけ、4月16日には今年度最初の第1回区長会に2度目の参加をさせていただいて、議会基本条例原案の概要説明及びパブリックコメントの周知、御協力をお願いいたしました。

区長会で出された御意見などの主なものは、まちづくり基本条例との関係や、条例制定により議員活動や議会事務局の業務がハードになることへの御心配、基本条例をつくって議会がどう変わるのか、一般質問などで言いっ放し、聞きっ放しでなく、その後の経過を知らせてほしい、この条例の制定に期待しているなど、議会活動のさらなる充実や情報公開などへ期待の声が寄せられました。

4月26日、議会全員協議会で区長会の報告及び今後のスケジュールについて協議、確認を行いました。



また、この間、日詰教授へも原案を送付し、御意見をいただきたい旨お願いしたところ、これまでの議会改革の成果を十分に取り入れた、かなり積極的な内容となっており、近年他自治体で制定された議会基本条例と比較しても遜色ない内容となっていると、高い評価をいただきました。

その上で、議会のパブリックコメント制度の規定の必要性や、通年議会の検討、災害時における議会としての対応の検討、政務調査費の検討などの御意見をいただきました。

このことについてどのように条例へ反映したらよいかを聞くために、5月7日、議長及び局長と私の3人で静岡大学へ教授をお尋ねし、原案への率直な御意見や条例としての体裁、文言の訂正など、貴重な助言をいただいて帰ってまいりました。

また、4月5日から5月6日までの1カ月間行ったパブリックコメントにも3人の町民の方と職員1人から質問や貴重な御意見が寄せられました。

お一人の方は40件にのぼる言葉の使い方や字句の意味、文体の改善など詳細な御指摘をいただきました。主なものを抜粋しますと、文末の「ですます」調と「である」調の使い方の違いや、「住民」「町民」の使い分けについて、「しなければならない」と「するものとする」の使い分けの違いについて、また「町民」に「外国人も含む」のでは、町民に与えられる全ての権利を与えることになり、議会の対応次第では、外国の内政干渉に通ずることにもなりかねない。水源地域を外国人に買収されるなど、将来に禍根を残さないよう慎重な対応を求めるとか、町内企業を守る観点を強調してほしい、また議会図書室の充実、利便性を高める要望も寄せられました。

5月20日、第11回の特別委員会を開催し、この間の経過報告や、これまでにいただいた御意見などをもとに、原案の見直し作業を行いました。

基本的には条文での大きな見直しはなく、文言の見直しや、章立てに変える体裁の変更、逐条解説の改善などが主で、住民説明会の日程を5月30日、31日と決め、チラシ折り込みや議員全員で声をかけてチラシを渡すことや、ポスターを張り出すことなど、議会が一丸となって住民に飛び込んでいく活動を初めて体験しました。

また、パブリックコメントへの対応策についても協議しました。

5月27日の全員協議会で、川根本町議会基本条例の最終確認を行い、条例制定により町民に信頼される議会活動をより高める決意の意思統一を図って、住民説明会に臨みました。

5月30日、31日の2夜連続で開いた住民説明会には、両会場合わせて45人の参加がありましたが、一般町民は21人と少なく、職員の方々の参加に支えられた説明会となりました。

最初に、議長より議会基本条例制定に向けた意義や議会の決意が述べられ、これまでの経過説明について、初日は中田議員が、2日目は森議員が行いました。

その後、鈴木議員が委員長の立場から条例の説明を行う役でしたが、一人でも多くの人にこの条例の中身を知っていただきたいとの思いから、前文、条文、解説を1条ずつ読み上げました。

その後の質疑応答では、「しなければならぬとしているところが多いが本当にできるのか」とか「基本条例がないために今までできなかったことは何か」「議会の顔が見えないという声に議員の皆さんはどう感じているか」「町民の意見を議会に届けるにはどうすればよいか」「議員数や報酬が多いと考える町民が多いがどうか」「条例の目的が達成されているかのチェックは誰が行うのか」などなど、活発な質問や御意見が出され、議員全員の意思統一を図って策定を進めてきたことや、基本条例に沿った実践への決意は固いことなどを答えて、議会改革の第一歩を示す大変有意義な説明会となりました。

6月7日に開催した第12回特別委員会では、パブリックコメントや住民説明会でいただいた御意見などの取り扱い方法について協議し、速報版を発行することや、6月議会に上程する手続について協議をしました。

また、パブリックコメントの公開については、町の実施要綱に準じて町のホームページ上に全御意見及び回答を掲載し、個人への回答は行わないこと、正副委員長名でお礼状を送ること、住民説明会の質疑応答とあわせて速報版で主なものを抜粋してお知らせすることなどを決め、本日20日、一般新聞へ折り込みを行ったところです。

昨年6月に立ち上げて以来、合計12回の委員会では毎回、委員外議員の傍聴をお願いし、御意見もいただき、毎月の全員協議会でも協議をいただくなど、慎重かつ熱心な取り組みを進めてまいりました。その都度、委員、傍聴者など全議員の了解、合意を図り、信頼される議会への決意を固めながら本日に至っております。

パブリックコメントや住民説明会などへの町民の参加は決して多いとは言えない状況で、町民の方々の議会への関心がまだまだ低いことは残念ですが、だからこそ町民参加の議会運営は今後、議会基本条例の制定で目指すべき大きな課題と考えます。

そのためにも、今後はこの基本条例に基づいて、町民参加の町民に開かれた、わかりやすい議会運営に取り組み、町民に信頼される議会となるために本条例が制定されて大いに生かされることを期待しまして委員長よりの報告といたします。

以上、ありがとうございました。

○議長（板谷 信君） 以上で報告が終わりました。



◎日程第4 承認第1号 専決処分した事件の承認について（川根本町  
税条例の一部を改正する条例について）

○議長（板谷 信君） 日程第4、承認第1号、専決処分した事件の承認について（川根本町税条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 承認第1号、専決処分した事件の承認についての提案理由とその内容

を御説明いたします。

本案は、地方税法の一部を改正する法律等が平成25年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、地方税法と町税条例の整合性を図るため、町条例の一部を改正する必要が生じました。地方自治法第179条第1項の規定に基づき、同年3月30日川根本町税条例の一部を改正する条例を専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告させていただきます、御承認をお願いするものでございます。

提出議案の1ページから7ページと新旧対照表をあわせてごらんください。

最初に、新旧対照表の1ページと7ページをごらんください。第34条の7及び附則第7条の4の改正は、寄附金税額控除について復興特別所得税額の加算に伴う改正でございます。

次に、1ページから3ページをごらんください。

第54条及び第131条の改正は、独立行政法人森林総合研究所が行う一定の事業の施行に伴い、指定された仮換地等に係る特別措置及び旧農用地整備公団法に規定する業務の用に供する固定資産税に係る非課税措置の廃止に伴う改正でございます。

次に、3ページから5ページをごらんください。

附則第3条の2及び4条の改正は、市中金利が低下していること等を踏まえ、国税の見直しに合わせ、延滞金の引き下げの特例に伴う改正でございます。

次に、6ページから7ページをごらんください。

第4条の2の改正は、公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税承認が取り消された場合における所得税の課税について、対象となる公益法人に一定の要件を満たした法人が加わったことによる改正でございます。

第7条の3の2の改正は、個人住民税の住宅借入金等特別控除について、期限を4年間延長するとともに、消費税率引き上げに伴う影響を平準化する観点から、新消費税率により課された場合の控除限度額を拡充したことによる改正でございます。

次に、7ページから13ページをごらんください。

第17条の2の改正は、優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例のうち、一部特例が廃止されたことによる改正でございます。

第23条の2の改正は、復興支援のため税法上の措置として、東日本大震災により居住の用に供することができなくなったものの相続人が居住用財産を譲渡した場合の課税の特例等を受けられることとしたことによる改正でございます。

第24条の改正は、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除について、消費税率引き上げに伴う影響を平準化する観点から、新消費税率により課された場合の控除限度額を拡充したことによる改正でございます。

次に、提出議案の6ページから7ページをごらんください。

附則の第1条で施行期日を定め、第2条では延滞金に関する経過措置を、第3条では町民税に関する経過措置を、第4条では固定資産税に関する経過措置を定めております。

以上、専決処分しました川根本町税条例の一部を改正する条例の説明をさせていただきました。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

2点お伺いします。

1点目は、専決処分をした理由についてなんですけれども、議会が179条第1項の規定によりということで4つあるわけなんですけれども、そのうちの議会を開くいとまがないというのが理由だったと全協でお聞きしましたけれども、4月1日の改正に間に合わないということだと思いますけれども、附則のところを見ても、施行期日がいろいろありまして、ただ、4月1日から施行するというふうに書いてあるんですけれども、その各条文によっては平成26年1月1日とか、27年1月1日とか、本当に緊急な改正になっていないところがほとんどなんですけれども、4月1日に改正が遅れると当町において影響が出るものがあるのかどうか、どうしてもこういう専決でやらなければいけないのかどうかと考えていらっしゃるのかどうかその点についてお聞きします。

ごめんなさい、ちょっと上がってまして。

それから、2点目です。

地方税法の一部を改正する法律案の概要という資料が全協で配られたんですけれども、1から4までの改正のうち、当町や住民に影響するものと、もし影響するものがありまして、その影響の具体的な内容について説明をお願いします。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） まず、第1点目の御質問にお答えをいたします。

今回、地方税法の一部を改正する法律案、これが3月30日に通ることによって、今回専決をお願いした部分がございますけれども、その直接的な影響の部分はどういうところかと申し上げますと、例えば復興支援に対する税制上の対応、いわゆる期間延長するというものは25年4月1日から施行しないと対象にならないというものもございます。

それから、固定資産税等の特例措置、これらも同様において期間延長ということは、特例措置が切れてしまうということになりますので、4月1日から施行という部分については開くいとまがないということで御理解いただきたいと思っております。

御質問の中にありました例えば固定資産税、特別土地保有税の納税義務者の特例措置の廃止の部分のうちにおいて、独立行政法人の森林総合研究所等が行う相互事業においての仮換地等、これらについては施行日からの施行ということでよろしいわけでありまして、例えば例に挙げられましたように住宅土地税制、これらについても施行日等が後年である、それは税制大綱の中において、消費税率の引き上げ等も構える中において二段構えとか、そういう

部分に合っているという部分もあります。ただ、これらについて地方税法についての改正が出されているという案件であることと、本来、通常議会でも審議いただくという内容等にもあるという側面もありますけれども、今回においてはいわゆる控除の拡大であるとか、そういう部分、また地方税法の一部の部分において定められているところから、私たちの町での特別の条項をうたえるという、そういう参酌余地もないということから、今回4月1日の施行ということでの専決処分をさせていただいたということでございます。

これからこの専決等についても御意見のとおり、十分審議をいただく部分、例えば今回の中に入っていない部分には、我が町特例的な寄附金の指定のところとか、こういう部分もでございます。これらは慎重にデータ等もとった中でこれから追加でやっていくという部分がございますので、必ず専決で行うというものではありませんので、今回は先ほど申し上げました理由等によって専決処分とさせていただいたということでございます。

あと、2番目については所管の課長からお答えをさせていただきます。

○議長（板谷 信君） 税務課長。

○税務課長（栗原 卓君） 2番目の当町や住民に影響するものという御質問ですが、延滞金の改正につきまして適用が26年1月1日からということでございます。25年度の予算にしましてはほとんど影響しないと考えますが、27年度以降の延滞金の収入につきまして影響が出てくると思われます。それで、現年分の延滞金が減少するものと考えます。延滞金の収入額なんですけれども、国保を含めまして23年度が79万5,249円、24年度が79万8,075円であります。改正によりまして約28万9,000円ほど減少するものと思われます。

以上です。

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 1点目の答弁で非常に期待していた答弁がありまして、ちょっとびっくりしたんですけれども、本当に今まではこういう国の法律改正によって3月末に行われるということで、専決で全てほとんど当たり前みたいにやってきたわけなんですけれども、副町長の御答弁では重要なことについては、今回は町にそんな大きな影響があるものではないし、町で参酌できる部分がないこともあってということだったんですけれども。

私が心配したのは、今、大きな関心事といいますか、重大な問題になっている消費税増税、来年4月から8%へ、27年10月から10%へということで、大きな政治課題になっているわけなんですけれども、そういうことが、消費税増税が国でされました専決で法律、税条例、変えまますなんていうことになると、本当に議会が何も審議しないでそういうことになってしまうのでは困ると思って通告をしたわけなんですけれども、そういう重大な課題が出たときには、例えば先ほど副町長は3月30日に制定されたと言われましたけれども、29日に可決成立しているんですよ、地方税法は。だから、それから地方に各自治体に来るんでしょうから、すぐというわけにはいかないでしょうけれども、やっぱりきちんと基本的には議会が審議をして、採決をしていく、承認をしていくということが基本ではないか、これからは特にそういう重

大な問題が控えているということがありますので、ぜひその点を確認したいなと思います。

○議長（板谷 信君） 副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 今回地方税法の一部を改正する法律に基づく今回の専決については先ほど申しあげましたんですけれども、所得税法、それから地方税法、それらの上位法というものがございまして、それらに全くそぐわない町の税条例の改正ということは、これは法律上のかみ合わせがないということになりますので、そういうものが果たしてできるかどうかという問題性はあります。

ただ、いずれにしましてもいろいろな要件、例えば地方分権というような形の中で、地方における権限とか、税の中にも認められてきておりますので、そういう部分については当然いろいろな御意見をいただきながらの制定をしていかなければいけないというふうに思います。

以上です。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第1号、専決処分した事件の承認について（川根本町税条例の一部を改正する条例について）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、承認第1号、専決処分した事件の承認について（川根本町税条例の一部を改正する条例について）は原案のとおり承認することに決定しました。



◎日程第5 承認第2号 専決処分した事件の承認について（川根本町  
国民健康保険税条例の一部を改正する条例に  
ついて）

○議長（板谷 信君） 日程第5、承認第2号、専決処分した事件の承認について（川根本町

国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(佐藤公敏君) 承認第2号、国民健康保険税条例の専決処分について提案理由について御説明いたします。

国民健康保険税の被保険者均等割額または世帯別平等割の減額について、減額の対象を判定する基準額の算定において、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した者を国民健康保険税の算定上含むこととする措置について、移行後5年目までの間に限っていた要件を撤廃し、恒久的な措置として算定するようにすること、また国民健康保険税の世帯別平等割に対して、移行後5年間は世帯別平等割額を2分の1軽減する措置に加え、特定継続世帯として、引き続き3年間は世帯別平等割額を4分の1軽減する措置が講じられたこと、及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律において、東日本大震災により、その有していた居住用家屋が滅失等により居住することができなくなった者の相続人が、家屋の敷地の用に供されていた土地等を譲渡した場合に、相続人はその家屋を被相続人がその取得した日から所有していたものとみなして、居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例を受けることができる措置について、附則第18項に規定する同法律の特例措置を平成25年度課税分の国民健康保険税から適用することができるように改正するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(板谷 信君) 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番(鈴木多津枝君) 10番、鈴木です。

これも2点質問をいたします。

特定世帯数、特定継続世帯数ということが出てきていますけれども、この世帯数と、この改正による影響額、特定継続世帯3年間4分の1軽減というのが新たにできたということで、どのような影響額があるのか。

それから、その継続世帯となって4分の1軽減されることで保険料の減収が起きるわけですが、これが国保会計としての減収はみんなの結局負担になっていくのかどうか、加入者の。そういうところがちょっと心配になるわけですが、どのような対応がされるのか、お伺いいたします。

○議長(板谷 信君) 生活健康課長。

○生活健康課長(伊藤千佳子君) 御質問いただきました特定世帯数、また特定継続世帯数及び影響額について御説明させていただきます。

25年度の税制改正によりまして、この後期高齢者医療へ移行後5年目までとされていた国保税の軽減判定所得を算定する特例措置を5年の期限を区切らない恒久措置としたものです。

けれども、この恒久化部分におきましては160世帯が該当しております。

また、同じく激変緩和措置の一つとしまして国民健康保険から後期高齢者医療に移行した者と同一の世帯に属する国民健康保険の被保険者に属する世帯の国民健康保険税について、移行後5年目までの間、世帯別平等割額の2分の1額を減額する措置に加えて、移行後6年目から8年目まで世帯別平等割額の4分の1を減額するという措置を3年間延長するものですが、その部分におきましては120世帯が対象世帯となっております。44%の割合になります。

また、この特定継続世帯の軽減措置によって保険税が減額される部分につきましては、120世帯で34万円となっております。

また、この減額部分ですが、保険料軽減分の保険基盤安定繰り入れの部分で町から繰り入れた部分の4分の3が県の負担金として財源になります。

以上です。

○議長（板谷 信君） いいですか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） ありがとうございます。

それで、この後期高齢者医療制度というのが導入されたことによって75歳以上の高齢になると今まで扶養世帯だったのが、結局扶養から抜けて後期高齢医療に移される。そのことによって御本人の年金から医療保険料が天引きされるということが起きているんですけども、これは国保の場合はその支援金の部分ですが、そういうことで本当に高齢者にとっては非常にショッキングというか、75歳になったときによくわかっていない人たちが多くて、何で年金が減らされるんだということで大変批判が大きいもので、前民主党政権でも撤廃を公約していましたし、現自民政権に戻って、もう廃止の見通しは全くなくなってきたわけですが、そのことによってこういう恒久措置というんですか、恒久法として制度にしていくのかなとなると、この後期高齢者、もとになっている医療制度というのは、もうこのまま行ってしまうのかなという不安があるんですけども、そのことについて当局に聞いても、国の政治の方向ですので、わからないとは思いますが。

こういう後期高齢者医療制度の導入によって国保世帯から後期高齢に移されてしまう、そういう人たちにこのように、そういう世帯に軽減措置が設けられて恒久制度化される。そのことは一定評価できるわけですが、結局8年、5年プラス継続の3年が過ぎると、もう完全に100%の課税になるわけですが、そういう対象者にとっては、これは軽減の措置なんだけれども、基本的にはこの負担増がもう8年で打ち切られて、本当は5年で打ち切られていたのが3年延びただけだよということなんですけれども、そのことについて川根本町として、そういう負担増になっていく世帯を支援する、そういうことを継続的に8年で打ち切りではなくて、そういうことを考えることはできないのでしょうか。

○議長（板谷 信君） 質問もわかりやすく、端的に。

○10番（鈴木多津枝君） 最後のでいいです。



○議長（板谷 信君） どちらで。では副町長。

○副町長（小坂泰夫君） 後期高齢者医療制度、その制度というものがいわゆる制度の運営がどういう単位であるかというようなことに対しての大きな疑問点というか、そういうことも含めた中での御質問かと思うんですけれども、確かにこれは一般の国民健康保険を抱えている課題にも共通してくるのではないかとは思いますが。ただ、この後期高齢者医療制度そのものから言いますと、その会計の中での運営という形で、これを法定外のような形の繰り入れということは、これはちょっと制度上から言って少し筋が違ってくるというふうに考えています。

ただ、一般、退職、退職は支払基金からの補填がありますけれども、それから後期高齢者、介護保険等、現在、町の方では例えば20年度の後期高齢者医療制度が始まった時点からの負担の平準化という、そういう扱いで行っておりますので、そういう問題も包括的に言えばそこで解釈がされていくのではないかというふうに思っております。

ただ、これについては余り性急な結論的なものをここで申し上げるわけにはいかないという部分があります。それはどうかというと、では基金が今までどうされて積み重ねてきたのかとか、全体的にどういうふうに考えていくのかということ国保運営協議会等も慎重に審議をしていただいた中でやっていかなければならないというふうに思っています。

ただ、町としてはやはり20年、後期高齢者医療が始まった時点からの、そういう1人当たりの御負担額の平準化というものを目指してはおりますので、そういう点では長期的な部分も、そういう御理解の方をいただきたいと思えます。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第2号、専決処分した事件の承認について（川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、承認第2号、専決処分した事件の承認について（川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）は原案のとおり承認することに決定しました。



◎日程第6 承認第3号 専決処分した事件の承認について（平成25年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について）

○議長（板谷 信君） 日程第6、承認第3号、専決処分した事件の承認について（平成25年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 承認第3号、専決第3号、平成25年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算第1号の概要について説明いたします。

これは5月31日付で専決処分させていただいておりますが、今回の補正は平成24年度において介護保険事業特別会計が歳入不足となったため、地方自治法施行令第166条の2の規定により繰上充用の措置を講じる必要が生じたため、その補正をお願いするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の介護5ページをごらんください。

第9款前年度繰上充用金、第1項前年度繰上充用金は3,523万7,000円の追加です。これは平成24年度において3,523万7,000円の歳入不足が生じたため、繰上充用の予算措置をするものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の介護3ページをごらんください。

第3款国庫支出金、第1項国庫負担金は1,262万9,000円の追加です。これは介護給付費国庫負担金が平成24年度において不足を生じたため、国庫負担金の精算交付金分となります。

第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金は1,387万8,000円の追加です。これは社会保険診療報酬支払基金による介護給付費交付金が、平成24年度において不足を生じたため、交付金の精算交付分となります。

第5款県支出金、第1項県負担金は755万3,000円の追加です。これは介護給付費県負担金が平成24年度において不足を生じたため、県負担金の精算交付分となります。

第7款繰入金、第2項積立基金繰入金は117万7,000円の追加です。これは平成24年度において歳入不足を生じたため、介護給付費準備基金繰入金による精算分となります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

4点質疑を行います。

まず最初に、国・県などの歳入不足が生じた原因について。

それから、2点目は5月の全協で配付された資料では不足額が4,260万8,394円ということで、そのうち国交付金の不足分854万6,466円は追加交付がないという説明でした。この分に24年度会計で地域支援事業、国・県補助金の剰余分260万4,499円と24年度から25年度への繰越分465万2,712円を充当した残りの129万1,183円に支払準備基金を充当するという説明だったのですが、今回数字が確定したということで、少し数字が動いていますけれども、不足額が3,523万7,000円になって、11万4,183円さきの説明より減りました。そして基金充当額が117万7,000円ということで、ここも減ったわけですが、129万1,183円から117万7,000円に減ったんですけれども、何の部分が減ったのかをお聞きいたします。

それから、3点目ですけれども、24年度当会計の補正予算を計上する必要はないのかについて確認をいたします。

それから、4点目、歳入不足による当会計が被る損害は幾らで、今後の介護保険事業計画への影響はないのかどうか、その点について4点お聞きいたします。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（前田修児君） それでは、今の鈴木議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目の国・県などの歳入不足が生じた原因はということでもありますけれども、これは県の説明を受けましたけれども、国が平成24年度の交付金の算定、これに当たりましてこれまでの実績に基づく伸び率で国が計算をして、その結果少なく、歳入不足となったという回答がありました。本町では県に対しまして、平成24年度の交付金の国の内示額、これが明らかに不足するというのが12月に判明したんですけれども、そのときに県に対してこのままでは歳入が足りなくなるということで、増額を希望しております。ところが、その希望もむなしく、結果的に県の方はこの国の計算式によるものしかないという返答をいただきまして、今回交付額が実績より少なく交付されたというものであります。

なお、本町では、この介護保険事業始まってからこれまで、国・県の交付金が不足するということは今までありませんでした。例年ですと過年度分の精算分として国・県にお返しする、それが通常でありました。

それから2点目、この117万7,000円という額が少し減ったのはどの部分かという御質問でありますけれども、先ほど議員の方から11万4,183円減ったということがありましたけれども、実質的には計算式がちょっとそのまま予算から引かれたものですから、端数が入っていませんで、実際には11万4,759円という額が減っています。これは5月の全員協議会で御説明をさせていただいたときの資料というのは5月24日現在のものであります。その後、5月31日までの間に滞納分の保険料収入の合計が11万円、それからその督促手数料が1,800円、それから歳計現金の預金利子というものの配分がありまして、それが2,959円、総計で11万4,759円、これがその後入金されたということで確定したものであります。

それから、3点目の平成24年度当会計の補正予算は必要がないのかという御質問ですが、今回繰上充用というものは、平成24年度の決算、全て決算が確定してから、その不足

分を平成25年度で補正して繰り入れるというものでありますので、例えば3月補正があつて、それでなおかつ補正する必要があるということではなくて、確定してからのものでありますので、平成24年度会計の補正というのはありませんというものであります。

それから、4点目の歳入不足による当会計が被る損害は幾らで、今後の介護保険事業への影響はないのかということでもありますけれども、今回国・県の交付金の歳入不足につきましては、結果的に精算分の全額が平成25年度、これは全協でも少し説明させていただきましたけれども、支払基金交付金が10月ごろ、それから国・県の交付金については来年3月ごろに入金するというものでありますので、特にこの町の介護保険会計そのものに損害が出るというものはありません。要は、もらい過ぎて返すのか、あるいは不足したから、後から国・県から不足分をいただくかということになっております。

当然でありますけれども、今回の歳入不足そのものというものにつきましては、今後の当町の介護保険事業の計画に影響を、これが直接影響を及ぼすというものではないということでもあります。

以上であります。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第3号、専決処分した事件の承認について（平成25年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、承認第3号、専決処分した事件の承認について（平成25年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について）は原案のとおり承認することに決定しました。



◎日程第7 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（平成24年度川根本町一般会計）

○議長（板谷 信君） 日程第7、報告第1号、繰越明許費繰越計算書について（平成24年度川根本町一般会計）を議題とします。

繰越明許費繰越計算書については報告議案です。

本案について、町長からの説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 報告第1号は、平成25年3月定例会において御承認をいただきました平成24年度川根本町一般会計繰越明許費について、繰越計算書のとおり確定しましたので報告をするものです。

資料1ページをごらんください。

第3款民生費、第1項社会福祉費、事業名、天竜ワークキャンパス改築整備事業費補助金は翌年度繰越額57万6,000円です。

第6款農林水産業費、第1項農業費、事業名、茶業推進対策費、農業体質強化基盤整備促進事業は翌年度繰越額1,232万円です。

第2項林業費、事業名、町単独事業、集落道富沢線用地測量業務委託は翌年度繰越額945万円、森林環境保全整備事業、林業専用道塩野線開工事は翌年度繰越額1,823万円、道整備交付金事業、林道寸又線改良工事は翌年度繰越額1,026万円、県単独林道開設事業、施業道ヒラト線開工事は翌年度繰越額1,581万5,000円、町単独事業、林道寸又線改良工事に伴う水道移設工事は翌年度繰越額210万円です。

第7款商工費、第1項商工費、事業名、寸又峡野天風呂建設設計業務委託は翌年度繰越額294万円です。

第8款土木費、第2項道路橋梁費、事業名、川根本町内吊橋点検業務委託は翌年度繰越額250万円です。

第3項河川費、事業名、川根本町洪水ハザードマップ作成業務委託は、翌年度繰越額790万円です。

資料2ページをごらんください。

第9款消防費、第1項消防費、事業名、町単独消防施設整備事業、第8分団1部詰所建築工事は翌年度繰越額1,279万1,000円、町単独消防施設整備事業、第8分団1部詰所建築監理委託は翌年度繰越額90万円、町単独消防施設整備事業、第8分団1部詰所解体工事は翌年度繰越額115万円、町単独消防施設整備事業、下沢間防火水槽移設工事は翌年度繰越額450万円、町単独消防施設整備事業、下沢間火の見櫓移設工事は翌年度繰越額21万円、町単独消防施設整備事業、同報無線設備等移設工事は翌年度繰越額70万8,000円です。

なお、各事業の進捗状況につきましては、資料の3ページ、4ページをごらんください。

以上、繰越明許費について御報告させていただきました。

○議長（板谷 信君） これで報告は終わりました。

これについては地方自治法施行令第146条第2項の規定により、町長が議会へ報告するものですので、御了承ください。

◇

◎日程第8 議案第30号 財産の取得について

○議長（板谷 信君） 日程第8、議案第30号、財産の取得についてを議題とします。

本案について、町長からの説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第30号、財産の取得について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は平成25年度町単独事業デジタル防災行政無線システム整備機器購入物品売買契約の議決を求めるものであります。

本事業につきましては、去る6月13日に6社をもって指名競争入札を執行する予定でしたが、指名業者6社中5社から辞退届が提出されましたことに伴い、指名委員会において地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び8号に基づき、6月12日に随意契約に移行することとし、6月13日に株式会社日立国際電気静岡営業所所長、昆宏樹との見積もり合わせを実施いたしました。

その結果、契約金額7,770万円で物品売買契約を締結しようとするものであります。

納期につきましては、議決の日の翌日から平成26年3月24日を予定しております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

4点についてお伺いいたします。

最初に、入札予定価格と入札指名業者の名前をお願いいたします。

それから、2点目は随意契約とした理由の説明をお願いいたします。

それから、3点目、今年度の予算で消防費の災害対策費でデジタル防災行政無線システムの静岡県との共同整備費用として、工事請負費で2億1,779万9,000円、備品購入で1億2,751万8,000円が計上されていますけれども、今回随意契約による額は7,700万円、備品購入の部分とのことですけれども、当初予算の1億2,751万8,000円の61%にしか当たりません。どのような理由でこのような差が出たのか、説明をお願いいたします。

それから、こういう予算との大きな違い、入札もなく随意契約をしたということですが、設備内容などに問題がないかどうか、心配な点がないかどうか、そういう確認をどういうふうにされたのか、その点についてお伺いいたします。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（筒井佳仙君） それでは、鈴木議員の4点の質問についてお答えいたします。

まず最初の入札予定価格と入札指名業者の公表の件ですが、入札契約の内容につき

ましては、従来、契約成立後に総務課において公表させていただいております。この契約につきましては今、仮契約中であり、本契約締結後に総務課において従来のような方法で公表いたしますので、確認していただきたいと思います。

次に、随意契約をした理由ということですが、これにつきましては平成25年6月13日、6社をもって指名競争入札を執行する予定でございましたが、前日までに指名業者6社中5社からの辞退届出がありました。物品の購入製造請求に係る競争契約入札心得書第10条に基づき入札を不執行といたしました。これにより6月12日に指名委員会を開催し、今回の物品納入が特殊性を有する機械の納入となりますので、川根本町入札事務取扱要綱に基づく追加指名業者ではなく、同理由から地方自治法施行令167条の2第1項の2は契約の性質または目的が競争入札に適さないとするとき、及び第8条は競争入札に付し入札者がいないとき、または再度の入札に付し落札者がいないときに基づき随意契約とさせていただいたものです。

3番目の当初予算の61%しかないということですが、これにつきましては当初静岡県と共同で南部地域の白羽山中継所、あと町単独で北部地区の桑野山中継所を整備するべく予算計上してございましたが、桑野山中継所を整備しても接岨地区と寸又峡地区に不感地帯が解消できないということから、この不感地帯を何とか解消できないものかということで、今、総務課において再度中継所の位置等も含め検討しているところであります。

このため、桑野山中継所の整備工事と北部地域の機器購入は一時凍結し、県と共同で進めております南部地域の機器購入のみを発注するものであります。

次に、設備内容などに問題はないかということですが、3番目の質問のお答えのとおり、金額は数が南部地域のものを先行して買ったということですので、数量が減った分、金額が減ったということですので、設備内容などに問題ないものと考えております。

以上です。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑は。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 工事の内容が私は全くわからないわけですが、内容についての説明もありませんでしたし、インターネットでちょっと調べたところ、宇治市の例が出てきまして、予定価格が2億3,520万円で入札を2010年にやっているんですけども、8社中6社が辞退をして、パナソニックに1億9,400万円で落札をしたということで、金額がそんなに予定価格より安いわけではなくて、ほぼ妥当だと思われるような価格で落札しているけれども、ここでも6社が辞退をしているということを見て、おや、とその記事を読みました。

その中で、設備に心配がないかという通告を、これを読んで追加したんですけども、そこには標準規格は5ワット以下というふうに書いてありました。なのに宇治市の仕様書は特定メーカー仕様の2ワットになっていて、出力不足が懸念されるということで、山間地域が

多いところの整備については5ワット以下ではパワーが足りないのではないかと、そういう心配があるというふうな、送受信ができない地域が発生するおそれがあるというふうなことが書かれていました。

それで、この計画、仕様がどのようになっているのか、全くわからないんですけれども、そういう確認はされているんでしょうか、パワーの問題。

○議長（板谷 信君） 総務課長。

○総務課長（筒井佳仙君） 富士市の……

（「宇治です。富士じゃなくて」の声あり）

○総務課長（筒井佳仙君） 京都の宇治ですか。すみません。富士市だと思って。

ここに県内の整備状況の一覧があるわけなんですけれども、県との共同整備を予定している市町が13市町村あります。単独で今回、川根本町の整備を進めております260メガヘルツ帯へ単独で移行するところが14市町あります。

そのほか、いわゆる第三者無線といいますか、タクシー無線の周波数帯を使って整備した地域が5市町ありまして、残りの3市町については今、方針をまだ検討しているとか、いろいろほかの理由があります。

このようにタクシー無線というのですか、あのような900メガヘルツ帯なんですけれども、その無線で行えばかなり経費も抑えられるわけなんですけれども、ほとんど平坦地な市町にこれは限られるということで、山間部あるいは面積の多い川根本町においてはこの方式は適さないということで260メガヘルツ帯で開発を今しておるところですけれども、先ほど申しましたように、桑野山の中継所で不感地帯が出るということで、再度設計を見直して、今検討してその結果が出次第、発注する予定であります。

以上です。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第30号、財産の取得についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。



したがって、議案第30号、財産の取得については原案のとおり可決されました。  
ここで暫時休憩といたします。  
再開は10時45分といたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時44分

○議長（板谷 信君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。



#### ◎委員長報告の訂正

○議長（板谷 信君） 10番、鈴木君。

○議会基本条例検討特別委員長（鈴木多津枝君） すみません。先ほど議会基本条例検討特別委員会の報告をさせていただいたんですけども、その中で間違いが2カ所ほどありますので、訂正をさせていただきたいんですけども、よろしいでしょうか。

○議長（板谷 信君） はい。

○議会基本条例検討特別委員長（鈴木多津枝君） 1点目は委員会の委員の皆さんの名前の読み間違いで、副委員長、中田議員のところを「ナカタ」隆幸議員と読みましたけれども、「ナカダ」隆幸議員の間違いでした。

それから、委員の高畑雅一議員のところを高畑「マサイチ」議員と読みましたので、これも「マサカズ」議員に訂正させていただきます。

以上です。

○議長（板谷 信君） それでは、会議に入ります。



#### ◎日程第9 議案第31号 川根本町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

○議長（板谷 信君） 日程第9、議案第31号、川根本町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第31号、川根本町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、議案上程理由を御説明いたします。

新型インフルエンザは毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとはウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、おおよそ10年から40年の周期で発生していると言われております。

ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、人から人に感染するようになった場合、世界的な大流行となって多くの人命が失われる恐れもあり、社会全体の混乱が懸念されます。

また今後、未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に、社会的影響が大きいものが発生する可能性もあります。

こうした状況の中、国は病原性の高い新型インフルエンザや同様の危険性がある新感染症に対して、4年前の新型インフルエンザの教訓を踏まえ、必要な法制度を整えておく必要があることから、政府行動計画等の策定、政府対策本部の設置、さらに新型インフルエンザ等緊急事態における特別な措置を定め、国民の生命及び健康を保護し、国民生活と国民経済に及ぼす影響を最小限にとどめ、各種対策の法的根拠の明確化を図るため、平成24年5月11日付で新型インフルエンザ等対策特別措置法を公布し、本年4月13日に施行しました。

特別措置法では、国内発生が確認され、国において必要に応じ新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発令された場合には、市町村長は直ちに市町村対策本部を設置することとなっております。

市町が新型インフルエンザ等対策本部を設置するに当たっては、事前に特別措置法に準じて新型インフルエンザ等対策本部条例の制定が義務づけられております。このことにより、当町においても新型インフルエンザ等対策本部条例の制定が必要となります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑は総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第31号は第1常任委員会に付託したいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号、川根本町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定については第1常任委員会に付託することに決定しました。

◇

◎日程第10 議案第32号 平成25年度川根本町一般会計補正予算  
(第1号)

○議長（板谷 信君） 日程第10、議案第32号、平成25年度川根本町一般会計補正予算第1号を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第32号、平成25年度川根本町一般会計補正予算第1号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,458万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億3,658万1,000円としたいものです。

第2表では、債務負担行為について新たに事業を追加したいものと、事業の限度額について補正したいものであります。

第3表では、地方債の限度額について補正をしたいものです。

今回の補正は、戸籍電算システムの変更に係る業務委託料等の追加、介護保険の小規模多機能型居宅介護施設にスプリンクラーを設置するための整備費の追加、町内の医療機関に設置する医療機器の購入費の追加、公設民営による本川根歯科医院開院に向けての整備費の増額、本川根診療所の浄化槽ブロアポンプ及び上長尾診療所の空調機の修繕工事費の追加、プレミアム付きお買い物券発行事業費の増額、町内の避難所予定箇所2カ所への資機材購入費の追加などが主なものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の一般11ページからごらんください。

第2款総務費、第1項総務管理費は16万7,000円の増額です。これは庁舎管理費として庁舎敷地内にある廃棄物の処分費の追加です。

第4項戸籍住民基本台帳費は249万9,000円の増額です。これは戸籍電算システムの改修に係る業務委託料及びシステム保守に係る委託料の追加をお願いするものです。

第3款民生費、第1項社会福祉費は206万1,000円の増額です。これは、介護保険費として小規模多機能型居宅介護施設にスプリンクラーを設置するための補助金を追加するものです。12ページをごらんください。

第4款衛生費、第1項保健衛生費は2,055万3,000円の増額です。これは保健衛生総務費として、職員の産休に対応するための健康増進に係る臨時職員の人件費の追加です。地域医療推進費として、公設民営による本川根歯科医院の開院に向け、医療機器について着任予定医師が所有する医療機器の設置に係る委託料及び既設医療機器の処分委託料の追加と、同医院の施設改修に係る工事費の増額、本川根診療所の浄化槽ブロアポンプの故障に伴う修繕工事

費の追加、上長尾診療所の空調機器故障に伴う修繕工事費の追加、上長尾診療所及びいやしの里診療所、渡邊歯科医院に設置する医療機器購入費の追加、いやしの里診療所において、島田市民病院皮膚科といやしの里診療所との間の遠隔診療支援に使用するビデオ会議システム導入に係る経費の追加に対応するよう特別会計の補正を行うことによる繰出金の増額をお願いするものです。

13ページをごらんください。

第6款農林水産業費、第2項林業費は480万円の増額です。これは林道費として林道南赤石線の改良工事費の増額と、施業道ヒラト線開設工事に伴う支障木等の補償費の追加をお願いするものです。

第7款商工費、第1項商工費は555万2,000円の増額です。これは商工業振興費として商工会プレミアム付きお買い物券発行事業費補助金の増額と、ウッドハウスおろくぼ運営費として施設に設置されているスライド型小型冷蔵ショーケースの故障に伴う機器購入費の追加をお願いするものです。

14ページをごらんください。

第8款土木費、第1項土木管理費は178万3,000円の増額です。これは使用車両の故障に伴う車両購入費等の追加をお願いするものです。

第2項、道路橋梁費は932万6,000円の増額です。これは町道の舗装及びトンネルの点検に係る委託料の追加をお願いするものです。

14ページ、15ページをごらんください。

第9款消防費、第1項消防費は1,546万9,000円の増額です。これは災害対策費として、本川根小学校及び川根高等学校を避難所として活用するよう、同施設に配備する資機材整備費の追加と、今年度整備予定のデジタル防災行政無線整備事業に対する施工監理業務委託料の追加と、同整備事業に対する市町村合併推進体制整備費国庫補助金の内示に伴う財源更正をお願いするものです。

15ページをごらんください。

第10款教育費、第1項教育総務費は84万4,000円の増額です。これは通学バス等運営費として接岨線スクールバスのオートマチックミッションの故障に伴う修繕料の増額をお願いするものです。

第2項小学校費は120万6,000円の増額です。これは学校管理費として第一小学校プールの修繕工事費の増額と、中川根南部小学校に設置されているポスタープリンターの故障に伴う機器購入費の追加と、教育振興費として中川根第一小学校及び中川根南部小学校、本川根小学校で使用する理科備品購入費の追加をお願いするものです。

16ページをごらんください。

第3項中学校費は32万1,000円の増額です。これは教育振興費として中川根中学校及び本川根中学校で使用する理科備品購入費の追加をお願いするものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の一般9ページをごらんください。

第13款国庫支出金、第2項国庫補助金は2,488万8,000円の増額です。これは教育費国庫補助金として町内小中学校で使用する理科備品購入費に対する理科教育設備整備費補助金の追加と、土木費国庫交付金として、町道及びトンネル点検に対する安全・安心な交通確保の交付金の追加と、合併市町村国庫補助金として、デジタル防災行政無線整備事業に対する市町村合併推進体制整備費国庫補助金の追加をお願いするものです。

9ページ、10ページをごらんください。

第14款県支出金、第2項県補助金は867万3,000円の増額です。これは民生費県補助金として、小規模多機能型居宅介護施設へのスプリンクラー設置に対する介護基盤緊急整備等特別対策事業費補助金の増額と、町内医療機関に設置する医療機器購入に対するへき地医療対策事業費補助金の追加をお願いするものです。

10ページをごらんください。

第18款繰越金、第1項繰越金は2,892万円の増額です。これは前年度歳計剰余金の一部を計上するものです。

第20款町債、第1項町債は210万円の増額です。これは衛生費として町内医療機関に設置する医療機器購入に対する経費に係る過疎対策事業債の増額をお願いするものです。

第2表債務負担行為補正につきましては、一般3ページ、4ページをごらんください。

役場庁舎内の総合行政システム機器賃貸借契約及び同機器の保守契約、役場庁舎内の情報系機器賃貸借契約及び同機器の保守契約、ごみ収集における金属類、空き瓶類、ペットボトル類、発砲スチロール、資源トレイ類、アルミ缶、飲料用紙パックの運搬業務委託、戸籍事務電算化業務委託の追加をお願いするものです。総合行政システム機器及び情報系機器関係については平成30年度まで、ごみ収集運搬業務委託及び戸籍事務電算化業務委託については平成26年度までの契約となります。

また、変更事項として山村開発センターAED賃貸借契約について、限度額を4万円増額し36万円とし、町内小中学校AED賃貸借契約について、限度額を24万円増額し216万円とし、文化会館AED賃貸借契約について、限度額を4万円増額し36万円とするようお願いするものです。

第3表地方債補正につきましては、一般5ページをごらんください。

へき地医療施設整備促進事業として上長尾診療所、いやしの里診療所及び渡邊歯科医院への医療機器購入経費の財源として、過疎対策事業債の起債限度額を1億7,350万円に増額補正するものです。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

通告に従いまして何点か質疑をさせていただきます。

まず最初に歳出の方なんですけれども、11ページから。2款4項1目13節の委託料249万9,000円、システム改修で増額になっているんですけれども、この改修の内容について、どういうことを改修するのか説明を求めます。

それから、3款1項7目19節の介護基盤緊急整備等特別対策補助金206万1,000円について、自己負担も177万1,000円ぐらいあるという説明があったんですけれども、これは全額国から来るトンネル形式に予算が計上されているんですけれども、町の補助をつけないのはなぜなのかお聞きいたします。

それから、13ページの6款2項5目の22節補償金のところなんですけれども120万円増額なんですけれども、面積が3,700平米ということで、当初予算で300万円計上してあったんですけれども、これが同じところであれば、今回の増額分を合わせると1㎡1,135円となり、かなり高い金額ではないかなと思うんですけれども、これは町の基準に基づく金額で算定しているのかどうかお聞きいたします。

それから、木の年齢、伐採した木はどういうふうにされるのかお聞きいたします。

それから、7款1項2目19節の商工会プレミアム付きお買い物券発行補助金の530万円の増額についてなんですけれども、1回目の販売をやったわけなんですけれども、不公平という、いろいろな苦情が上がりまして、今回の7月に発行するための額を増額するということなんですけれども、こういう苦情に対してどのような改善を考えておられるのかお聞きいたします。

それから、14ページの8款2項1目道路維持費のところの13節委託料932万6,000円、3点細節で上がっているんですけれども、合計して932万6,000円について、半分以上が町の一般財源になっていますけれど、細節4、5、6のそれぞれの点検や試験方法、走行試験とか、舗装CBR試験委託料などがありますけれども、その方法、内容などをお聞きいたします。

それから、9款1項4目の災害対策費の11節需用費の消耗品費で606万1,000円の増額になっていますけれども、各学校へ配布する備品と、その施設ごとの数量をお聞きいたします。

それから、最後なんですけれども、15ページの13節委託料のデジタル防災行政無線システム整備施工監理業務委託料で940万8,000円が計上されていますけれども、この積算根拠を求めます。そして、ここに財源として市町村合併推進体制整備費国庫補助金2,000万円がこの目に入っているわけなんですけれども、この補助金について歳入の方になりますけれども、この補助金についてこれまでに使った額と残りの額をお聞きいたします。

以上です。

○議長（板谷 信君） それでは、答弁の方をお願いします。

順番でいいですか。それでは、生活健康課長。

○生活健康課長（伊藤千佳子君） ただいま鈴木議員より249万9,000円増額の戸籍関係のシス

テム改修の内容はどのようなものかという御質問をいただきましたので、お答えさせていただきます。

これは東日本大震災におきまして、宮城県の南三陸町、女川町及び岩手県の陸前高田市、大槌町の4市町の役所が津波の被害を受け、戸籍正本が失われてしまいましたが、管轄の法務局が保存する戸籍副本データ等によって再製することができました。しかし、市区町村と管轄法務局は場所的に近接することが考えられ、広範囲な大災害時におきましては正本及び副本ともに同時に失ってしまう危険があることなどの問題が顕在化いたしました。

そこで、この問題を防止するためには、全国統一の戸籍副本データ管理システムを平成25年10月から導入し構築することになりました。このことに伴う戸籍電算システムの係る委託料の増額補正をお願いするものです。

244万9,000円のうち、委託料細節4戸籍電算システム業務委託料6万3,000円の増額補正ですが、副本データ管理システムのソフト部分を既存の戸籍電算システムに導入するに当たって、そのソフトウェア保存料が新たに生じてきます。この保守業務委託料は平成22年2月から平成27年1月までの5年間に係る債務負担行為で要求しているもので、その部分に上乘せとなる分の6万3,000円を増額補正させていただき、債務負担行為においても増額変更をお願いしたいものです。

細節9の戸籍電算システム等改修業務委託料ですが、この副本データ管理システムを新たに導入するために必要となる既存戸籍電算システム改修として152万2,500円、法務省との連携に伴うL G W A Nネットワーク機器改修委託費用として91万3,500円、計243万6,000円の増額をお願いしたいものです。

システム改修の内容としましては、災害時に市町の戸籍データが失われた際、早急に復旧できるように、既存戸籍電算システムと総合行政システムL G W A Nとを法務局から支給される専用装置で接続して、データを毎日副本データ管理センターへ送信することになります。静岡県は東京法務局の管内となることで、全国北海道と兵庫県の2カ所に設置する副本データ管理センターの中で兵庫県にあるセンターに送信することになります。

期待できる機能といたしましては、L G W A Nによる日々の差分を副本データの送信によって遠隔地での安全な保管、管理の実現と迅速な完全再生の実現、被災した市区町村の事務機能の早期復旧等があります。

以上のとおりです。よろしく願いいたします。

○議長（板谷 信君） 福祉課長。

○福祉課長（前田修児君） 続きまして、介護基盤緊急整備等特別対策補助金の206万1,000円について、町の補助がないのはなぜかという御質問であります。当該の徳山のまつおかさんの小規模多機能介護施設は、宿泊を伴う施設ということでショートステイがありますけれども、この施設の規模は国の基準によるスプリンクラー設置の義務というのが当然あるものではありません。今回、この事業者さんの自己負担、先ほど170万ほどの自己負担があると

ということがありましたけれども、この自己負担が生じることが前提ということで、スプリンクラーの設置希望を募ったということがありますけれども、今回はこの補助金は県からのみとさせていただいていたものであります。

参考までに近隣の市町の状況なんですけれども、島田、吉田、藤枝、焼津、ここでは本町と同様に補助金のつけ増しは行っていないということでもあります。吉田については実績がないということでありました。ただ、牧之原市さんでは、今年度分までについては県の補助金の6分の1の額を市単独でつけ増しをしているというのは聞いておるんですけれども、今後、平成26年以降、もしこの補助金が存続したときには、他市町の例もあるんですけれども、補助を取りやめる方向で検討しているというお話は聞いております。

ちなみに、この補助単価ですけれども、㎡当たり9,000円ということになりますけれども、施設の面積が229㎡ありまして、9,000円掛けるということで206万1,000円ということになっております。

以上です。

○議長（板谷 信君） 建設課長。

○建設課長（長嶋一幸君） 13ページ6款農林水産業費、2項林業費、5目林道費の補償金120万円の計上について説明させていただきます。

林道開設に当たって、残土処理上の流木伐採に伴う補償を計上させていただきました。これは町土木事業施工要領に基づき、算出根拠を静岡県用地対策協議会が発行する損失補填算定基準書に則り算定しているものです。

その算定には議員がお聞きの樹齢、樹種にも関係しますし、生育、管理の状況、また木材の市場価格、それから搬出、今後生育させる、もとに戻すための費用等も含まれて算出しておりますし、それを流木の体積に換算して補償基準価格として示されています。

また、この流木の伐採方法には町が伐採し処分する方法と、地権者が伐採し処分する方法がありますが、今回は地主の方が伐採し、処分する方法をとっておりますので、伐採した樹木については本人のものというような形で取り扱いさせていただきます。

あわせて、申し訳ありませんけれども、14ページの8款土木費、2項道路橋梁費の委託料932万6,000円について説明させていただきます。

既存の道路、橋梁等を利用し続けるため、適切な点検による現状確認と的確な修繕が必要で、そのため今回点検を実施する費用を計上させていただきました。

これは国土交通省が発行する道路ストック総点検実施要領、平成25年2月に発行されたものに基づく施設を対象として行わせてもらっています。

その中には1として橋梁、2としてトンネル、それから3舗装、4として法面、盛土、擁壁工、5として道路附帯物等がございます。このうち、橋梁については平成22年から24年にかけて点検を実施させてもらって修繕計画を策定させてもらい、本年度の予算に既に計上させてもらってあります。



なおかつ、今回のトンネル、それから舗装については、平成25年2月に発行された、この基準書に基づいて予算を計上させてもらっているということです。その細目の4の道路舗装点検でございますけれども、幹線道路を主として道路面の状況を把握するため、のり面性状測定車等を用いまして、ひび割れやわだち掘れ、それから平坦性などを検出し、修繕の候補箇所を抽出します。

それから、トンネルの詳細点検でございますけれども、トンネル本体にあつては検査項目に応じ近接目視点検、打音検査、触診により変状や異常の有無を確認します。また、照明等附帯施設の取り付け状況等についても同じような形で点検を実施します。

また、修繕の箇所については、補修箇所を抽出する形で報告を上げてもらうようになっております。

それから、舗装のCBR試験でございますけれども、4番で言いました舗装の修繕箇所が当然出てくるかと思っておりますけれども、これについてどのような方法で舗装とか修繕を行うかというようなために、路面の下の部分の道路路盤の土のサンプルを採取して、路盤の硬さや密度を調査する調査の試験費用でございます。

以上でございます。

○議長（板谷 信君） 商工観光課長。

○商工観光課長（羽倉範行君） 7款1項2目の19節商工会プレミアム付きお買い物券発行補助金の関係で、第1回目の発売時の不公平等の苦情にどのような改善を図るのかという御質問でございますが、第1回目は初日の午前中で完売してしまい、購入できなかった人からの不満等の声がありまして、これを反省材料としまして第1回目発行時にはより多くの方に御購入いただくことが公平性を持たせることと思っております。それにつきましては、これまでも商工会と何度か打ち合わせをしましてまいりました。幾つかの案を出しまして、現在協議を重ねているところでございます。

これまで協議した内容としまして、発売初日を休日、土曜日とさせていただきます。これによりまして、平日に購入できなかった方の配慮もできるかと思っております。

それから、発売窓口に行けない方でも、回覧チラシ等の申込書に氏名等を記入して近くの方に頼んでも購入はできるということに意見が一致しております。

次に、また前回購入者との差別化を持たせ、できるだけ多くの方が購入できるような販売方法としまして、前回購入者には半額、2万5,000円の制限を設けたり、初めての方を優先的に購入できるような販売方法に工夫を持たせるなど、また全員協議会の席でも提案をいただきました抽選方式等も含めまして、こちらから提案をさせていただいております。

商工会側の意見としましては、前回購入者に制限を設けますと購入者の有無をチェックする作業が必要となりますが、前回の購入者をチェックすることは、その場その場での作業となりまして、また手作業で行うため、人が多く並んでいる状態で、またさらに待たせることになるということ、またチェック漏れが発生した場合のクレーム対応ができなく、またさら

に初めての購入者の中にはチェックされたという不快感を持つ人もいるのではないかということで、前回購入者のチェックは困難というような意見も出されました。

今後、公平性を確保するため、いろいろな人たちから意見をいただきまして、最善の方法で販売方法を探っていききたいと現在協議中ですので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（板谷 信君） もう一つ、ウッドハウスおろくぼの小ケース……。

（「質問、ウッドハウスのなかったですよね」の声あり）

○議長（板谷 信君） 10番、ウッドハウスおろくぼの小ケースは質問しなかったですか。

○10番（鈴木多津枝君） 言うのを忘れました。

○議長（板谷 信君） だったらしょうがない。総務課長お願いします。

○総務課長（筒井佳仙君） 続きまして、9款1項4目災害対策費についての御質問ですけれども、学校へ配布する備品の数量の数についてですけれども、まず今回の補正の前に24年度において中川根中学校に間仕切り50セット、簡易トイレ4セットを購入させていただきました。

次に、25年度の当初予算256万6,000円を計上させていただきますして、中川根中学校に追加で間仕切り80セット、仮設トイレの便袋セット20、既設トイレ利用型仮設トイレの和式タイプを4セット、洋式トイレタイプを10セット、あとトイレトーパー10箱、ワンタッチ更衣室2セットを予算計上しております。

今回お願いします606万1,000円の数量についてですけれども、川根高校と本川根小学校にそれぞれ簡易間仕切り100セット、ワンタッチ仮設トイレ4セット、トイレ便袋10セット、ワンタッチテント4張り、あと既設トイレ利用型の和式タイプが3セット、洋式タイプ10セット、あとトイレトーパーが10箱、あとワンタッチ更衣室を2セット配布する予定であります。

次の9、1、4の13節の委託料の940万8,000円の積算根拠ということですが、これはデジタル防災行政無線システムの整備にかかわる施工監理業務ということで、内容につきましては、まず打ち合わせ協議、次に製作管理でその内容としましては書類審査、承認図面、検査報告等の作成業務、あと工事立会検査、次に工事監督としまして定例会議、総合管理とか電源設備、無線設備に対する段階試験、あと動作確認試験、完成検査等に要する、ほぼ人件費となっております。それに必要経費がついたものです。

次に、これまで市町村合併推進体制整備国庫補助金2,000万円ということですが、この内容についての御質問ですが、平成17年9月に合併したことに伴う国庫補助金の交付総額は1億5,000万であります。これまで平成18年度に若者定住促進整備事業財源として9,000万、平成19年度には農林業センターの整備事業財源として900万、中川根南部小学校トイレ改修事業の財源として700万、平成20年度に若者定住促進住宅整備事業財源として2,400万円を充当しております。今年度残金であります2,000万円をデジタル防災行政無線シ

システム共同整備事業に充当したいと考えておるものです。

以上です。

○議長（板谷 信君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号、平成25年度川根本町一般会計補正予算第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第32号、平成25年度川根本町一般会計補正予算第1号は原案のとおり可決されました。



◎日程第11 議案第33号 平成25年度川根本町いやしの里診療所  
事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（板谷 信君） 日程第11、議案第33号、平成25年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第33号、平成25年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算第1号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ99万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,559万1,000円としたいものがあります。

今回の補正予算は、島田市民病院の皮膚科と、いやしの里診療所との間の遠隔診療支援に使用するビデオ会議システム導入に係る経費の追加をお願いするものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の診療所4ページからごらんください。

第1款総務費、第1項施設管理費は99万1,000円の増額です。これは島田市民病院の皮膚

科と、いやしの里診療所との間の遠隔診療支援に使用するビデオ会議システム導入に係る機器の保守料及び機器購入費の追加をお願いするものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の診療所3ページをごらんください。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金は99万1,000円の増額です。これは島田市民病院の皮膚科と、いやしの里診療所との間の遠隔診療支援に使用するビデオ会議システム導入に係る経費の財源として一般会計から繰り入れるものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第33号、平成25年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算第1号を採決します。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第33号、平成25年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算第1号は原案のとおり可決されました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

この後、議会運営委員会を開催し、その後、全員協議会を開きます。議会運営委員会は議員控え室で行いますので、議会運営委員と行政側で副町長、総務課長の出席をお願いします。町長、教育長、その他の議員は大会議室の方へ移動をお願いします。

以上です。

再開はその後にします。

休憩 午前11時25分

再開 午後 1時00分

○議長（板谷 信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程の追加

○議長（板谷 信君） お諮りします。

ただいま町長から議案2件が提出されました。

これを日程に追加し、お手元に配付した追加議事日程第1号の追加1のとおり、追加日程第1、第2として議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程第1号の追加1のとおり、追加日程第1、第2として議題とすることに決定しました。



◎追加日程第1 議案第34号 平成25年度川根本町一般会計補正予算（第2号）

○議長（板谷 信君） 追加日程第1、議案第34号、平成25年度川根本町一般会計補正予算第2号を議題とします。

本案について町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第34号、平成24年度川根本町一般会計補正予算第2号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ166万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億3,491万3,000円としたいものです。

今回の補正予算は、国民健康保険事業特別会計の本算定に伴うものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の一般7ページをごらんください。

第3款民生費、第1款社会福祉費は166万8,000円の減額です。これは国民健康保険事業特別会計の本算定に伴う繰出金を調整させていただくものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細書の一般5ページをごらんください。

第13款国庫支出金、第1項国庫負担金は8万7,000円の減額です。これは国民健康保険事業特別会計の本算定に伴う保険基盤安定負担金を減額するものです。

第14款県支出金、第1項県負担金は116万2,000円の減額です。これは国民健康保険事業特別会計の本算定に伴う保険基盤安定負担金の減額です。

第17款繰入金、第1項特別会計繰入金は8万3,000円の減額です。これは国民健康保険事業特別会計の平成24年度の精算に伴う繰入金を追加するものです。

6ページをごらんください。

第2項基金繰入金は50万2,000円の減額です。財源調整として財政調整基金を減額するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。8番、中澤君。

○8番（中澤智義君） 繰入金の8万3,000円は町長は減額といいましたけれども、増額の間違いじゃないですか。

○議長（板谷 信君） 町長が説明のとき。ちょっと確認してください。町長。

○町長（佐藤公敏君） すみません。17款繰入金、第1項特別会計繰入金は8万3,000円の減額と申し上げたようですが、増額の誤りですので、訂正させていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（板谷 信君） それでは、引き続き質疑を求めます。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第34号、平成25年度川根本町一般会計補正予算第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第34号、平成25年度川根本町一般会計補正予算第2号は原案のとおり可決されました。



◎追加日程第2 議案第35号 平成25年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（板谷 信君） 追加日程第2、議案第35号、平成25年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（佐藤公敏君） 議案第35号、平成25年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,150万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,010万6,000円としたいものであります。

保険税の本算定に当たり、被保険者区分ごとの平成21年度から平成24年度における1人当たりの療養給付費等の額の増減率について、最低増減率を除いた平均値を平成24年度の1人当たりの療養給付費等の額に乗じて得た額を、平成25年度の1人当たりの療養給付費等の額として算出し、その額に平成25年度の推計被保険者数を乗じた額の合計の額を年間医療費として計算するような補正内容となっております。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の国保10ページをごらんください。

第1款総務費、第2項総務管理費は63万円の増額です。これは国保から後期高齢者医療制度に移行する場合の国保税の軽減特例措置延長に対応するための国保業務システムの改修委託料の追加です。

10ページ、11ページをごらんください。

第2款保険給付費、第1項療養諸費は289万7,000円の増額です。これは過去の給付実績額等から算出した療養給付費の増額です。一般被保険者療養給付費及び一般被保険者療養費は減額となっており、退職被保険者等療養給付費及び退職者被保険者等療養費は増額となっております。

11ページ、12ページをごらんください。

第2項高額療養費は768万3,000円の増額です。過去の給付実績額等から算出した高額療養費の増額です。一般被保険者高額療養費及び退職被保険者等高額療養費は増額、一般被保険者高額介護合算医療費は財源更正となっております。

12ページをごらんください。

第3款後期高齢者支援金、第1項後期高齢者支援金は79万円の減額です。これは25年度分支払い額確定による支援金の減額です。

13ページをごらんください。

第4款前期高齢者納付金、第1項前期高齢者納付金は3万円の減額です。これは25年度拠出額確定による医療費分拠出金の補正です。

第5款老人保健拠出金、第1項老人保健拠出金は1,000円の減額です。これは25年度の拠出金が決めたことにより、老人保健事務費拠出金を減額するものです。

14ページをごらんください。

第6款介護納付金、第1項介護給付費は23万1,000円の減額です。これも25年度分納付額が確定したことによる減額です。

第7款共同事業拠出金、第1項共同事業拠出金は、保険財政共同安定化事業制度拡充に伴う財源更正です。

第11款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金は1,126万5,000円の増額です。これは24年度療養給付費交付金の実績見込みにより返還金を補正するものです。最終的に返還金が確定したところで再度補正により調整させていただく予定です。

15ページをごらんください。

第2項繰出金は8万3,000円の増額です。前年度の実績に基づく一般会計への繰出金の精算です。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の国保5ページ、6ページをごらんください。

第1款国民健康保険税、第1項国民健康保険税は3,683万5,000円の減額です。本算定に伴う歳入見込みにより一般被保険者については医療給付費分現年課税分、後期高齢者支援金分現年分及び介護納付金分現年課税分をそれぞれ減額するものと、退職被保険者についても医療給付費分現年課税分、後期高齢者支援金分現年分及び介護納付金分現年課税分を減額するものです。

6ページをごらんください。

第3款国庫支出金、第1項国庫負担金は1,527万4,000円の減額です。これは本年度の確定額等から算出した現年度分の一般被保険者療養給付費分、介護保険分及び後期高齢者支援金分の減額によるものです。

第2項国庫補助金は248万3,000円の減額です。財政調整交付金は一般分の減額、支援分及び介護保険分の増額による普通調整交付金の補正と、特別調整交付金の増額をお願いするものです。

7ページをごらんください。

第4款療養給付費交付金、第1項療養給付費交付金は4,189万円の増額です。交付金確定による退職者医療療養給付費交付金の増額、後期高齢者支援金交付金及び退職者医療に係る



前期高齢者交付金の減額による補正です。

第5款前期高齢者交付金、第1項前期高齢者交付金は1,792万2,000円の増額です。これは交付金確定による増額です。

第6款県支出金、第2項県交付金は601万9,000円の増額です。これは交付金確定による都道府県調整交付金一般被保険者分の減額と同支援分及び介護保険分、都道府県特別調整交付金の増額をお願いするものです。

8ページをごらんください。

第7款共同事業交付金、第1項共同事業交付金は953万2,000円の減額です。これは保険財政共同安定化事業制度拡充に伴う交付金の減額をお願いするものです。

第9款繰入金、第1項一般会計繰入金は166万8,000円の減額です。保険税の本算定に伴う保険税軽減分及び保険者支援分の減額によるものです。

第2項基金繰入金は206万6,000円の増額です。これは後期高齢者支援金への充当のため、保険給付費等支払準備基金からの繰入金で対応するものです。

9ページをごらんください。

第10款繰越金、第1項繰越金は1,940万1,000円の増額です。これは平成24年度の決算見込みによる繰越金の増額をお願いするものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（板谷 信君） 説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第35号、平成25年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（板谷 信君） 起立全員です。

したがって、議案第35号、平成25年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号

は原案のとおり可決されました。



◎散 会

○議長（板谷 信君） お諮りします。

委員会審査のため、6月26日まで休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（板谷 信君） 異議なしと認めます。

したがって、6月26日まで休会とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 1時16分